



下請取引の適正化に向けた取組みについて

平成21年4月
中小企業庁

1. 下請取引の適正化に向けた取組み

下請代金支払遅延等防止法(下請代金法)の厳格な運用、相談窓口の整備、トップセミナーの開催等を通じて、下請取引の適正化を強力に推進。

(1) 下請代金法の厳格な運用

- ① 下請代金法は経済産業省中小企業庁と公正取引委員会の連携により運用。
- ② 平成20年度、書面調査を約20万件(平成19年度13万件)実施。
- ③ 親事業者799社に立入検査を行い、4,729社に対し改善指導・書面警告を実施(平成20年4月～12月)。
- ④ 重大な下請代金法違反行為について、公正取引委員会へ措置請求を平成20年度に4件実施(企業名を公表)。その後、公正取引委員会による勧告を実施※。

(参考)平成20年12月末までの実績

- ・立入検査 799社(うち特別立入検査 116社)
- ・特別事情聴取 32社
- ・改善指導・書面警告 4,729社
- ・措置請求 4社(平成20年度通年実績)
- ・減額分や支払遅延分の返還額 総額約11.1億円(親事業者計199社)

※公正取引委員会における運用状況

平成20年度、書面調査を約20万件、勧告を14件実施。

(平成20年12月末までの実績)

- ・警告(書面警告、口頭警告) 2,227件
- ・返還額 総額約30億円

1. 下請取引の適正化に向けた取組み

(2) 下請かけこみ寺の体制強化

① 47都道府県の「下請かけこみ寺」において中小企業からの取引に関する相談に親身に対応。

相談件数: 3,836件 (平成20年度)

② 全国の下請かけこみ寺で弁護士による無料相談を実施中(平成20年11月17日開始)

相談件数: 394件 (平成20年度)

③ 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」説明会を全国で開催。

開催回数: 469回 (平成20年度)

(3) 下請代金法の普及啓発

① 企業の経営者等を対象に、法令遵守の徹底を促すため、下請代金法のセミナーを全国96カ所で開催。

② また、親事業者の調達担当等を対象に、下請代金法講習会を開催。平成20年度は全国92カ所で開催。

(4) 平成21年度の取組み

① 引き続き下請かけこみ寺における相談事業、弁護士無料相談、ガイドライン説明会事業を実施。

② 親事業者の調達担当向けの下請代金法講習会も、約100カ所で開催予定。

2. 最近の動き

(1) 国会における指摘

- 「下請切り」問題を取り上げ、下請、特に孫請、ひ孫請等、ピラミッドの下部の実態調査が不十分と指摘。また、発注又は確定内示の取消しや急激な契約変更は下請代金法違反ではないかと指摘(平成21年2月5日 衆議院予算委員会)。
- 中小企業に対する「下請いじめ」への取締りを強化するため、検査体制を拡充し、一層厳正な運用を図るべきとの指摘(平成21年2月26日 衆議院予算委員会、平成21年3月16日 衆議院予算委員会)。

(2) 与党提言及び政労使合意

- 与党「さらなる緊急雇用対策」(平成21年3月19日)
雇調金の拡充等の一環として、「親企業たる大企業に対し、1次下請、2次下請の雇用の維持・確保について、最大限の支援を果たすよう要請、指導」との項目が入る。
- 政労使合意(平成21年3月23日)
日本型ワークシェアリング、特に「失業がない形での労働移動の取組み」を進める上で、「個々の企業の労使間で、自主的に十分な協議を行い、労使の納得と合意を得る必要がある」とし、「その際、親会社たる大企業の労使は、下請労働者の雇用の維持・確保に最大限の配慮を行う」としている。

3. 下請取引適正化推進会議

下請取引の適正化を進めるため、「下請取引適正化推進会議※」を開催。平成20年12月24日に第1回を開催した後、平成21年3月17日に第2回を開催。概要は以下のとおり。

※「下請適正取引等の推進のためのガイドライン策定検討会」(平成19年6月開催)を改組。

(1) 取引慣行、手形支払の見直し

取引慣行、手形支払に係るワーキンググループ(第1回推進会議で設置)における検討結果の中間報告を行い、それを受けて今後の取組みを提言。

① 取引慣行の見直し

- ・下請企業にとって過度な負担となっていると見られる事例(31事例)について、下請代金法上の問題点を洗い出し、改善策を検討。
- ・今後、違反事例や分かりやすい解説等を下請代金法の運用基準に追加するなど、所要の見直しを行うとともに、下請ガイドラインの普及・啓発や拡充を行う。

② 手形による支払の見直し

- ・取引全般にわたって広範に手形が利用されているが、下請事業者にとっては、割引コスト負担や親企業の倒産リスク等があることなどから、問題点を洗い出し、改善策を検討。
- ・今後、手形による支払のあり方について幅広く議論し、適切な対応策を検討する。
具体的には、次の3つの考え方を軸に議論。
 - i) 「手形をもらっても現金化できるか確実でなく、コスト負担もかかる」との下請企業の不満の声、法律論としても手形の交付だけでは支払が済んだとはならないことから、下請代金法上、給付受領後60日以内に下請企業が現金を確実に得られるよう厳格な運用を徹底すべきとの考え方。
 - ii) 手形が下請取引以外にも広範に利用されており、支払慣行の変更は経済取引全般に大きな影響を与えるおそれがあり、とりわけ現下の厳しい経済情勢下では、かかる変更は慎重たるべきとの考え方。
 - iii) 上記の点も踏まえ、少なくとも下請企業が被る不利益を是正する運用改善を早急に図るべきとの考え方。

3. 下請取引適正化推進会議

(2) 下請適正取引等の推進のためのガイドライン(注)の普及啓発に向けた取組

下請ガイドラインの認知度、活用度に係る報告を行うとともに、改定及び新規策定業種について報告。

- 改定 : 素形材、自動車、産業機械・航空機等(平成20年12月発表)
- 新規策定 : 放送コンテンツ制作(平成21年2月発表)
- 新規策定の検討: 鉄鋼業、化学産業、繊維産業(縫製)、紙業、アニメ産業、印刷業
(平成21年度より検討開始)

(注): GL 策定済業種 : ①素形材、②自動車、③産業機械・航空機等、④繊維、⑤情報通信機器、
⑥情報サービス・ソフトウェア、⑦広告、⑧建設、⑨トラック運送、⑩建材・住宅設備、
⑪放送コンテンツの11業種

4. 経済危機対策

戦後最大の世界同時不況の中、内需下支えによる経済の底割れを防止し、輸出依存の構造的なリスクを克服するため、平成21年4月10日、政府において「経済危機対策」を取りまとめ。当該対策においても、下請取引の適正化に向けた取組が盛り込まれているところ。

【経済危機対策（抄）】

- 下請企業に過度な負担となっている取引実態是正のため、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの活用、弁護士を活用等による相談・周知の強化
- 独占禁止法及び下請代金法の厳正な運用、独占禁止法改正法案の早期成立等

21年度補正事業として、弁護士を活用した「地域巡回セミナー」を開催予定。

【地域巡回セミナー概要】

- ①全国の各地域において、弁護士を講師とする下請代金法の講習会を約240回開催。
- ②講習会と同時に弁護士無料相談会を実施し、地域における下請事業者の取引上のトラブルを解決するための適切なアドバイスを行う。